

# アスベスト全面禁止

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する**全ての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されています。**



## 石綿（アスベスト）の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、下記の種類があります。

- じゃもんせき 蛇紋石系石綿
  - クリンタイル（白石綿）
- かくせき 角せん石系石綿
  - クロシドライト（青石綿）
  - アモサイト（茶石綿）
  - アンソフィライト
  - トレモライト
  - アクチノライト

## 事業者の皆さまへ

- 石綿含有製品は、**在庫品**についても**譲渡、提供または使用が禁止されています。**
- スレート等の建材、パッキン等のシール材を販売、使用する際には、その製品が**石綿を含有していないことを確認**してください。
- **機械製品等の輸入**に当たっては、パッキンやガスケット等に石綿が含まれていないことを、あらかじめ**書面や分析結果により確認**してください。

※1 平成18年9月1日の時点で既に使用されている<sup>注</sup>物については、同日以降引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用されません。

注) 「現に使用されている」とは、例えば建材として建物に組み込まれている状態をいいます。  
なお、建物等から取り外したものを再利用することはできません。

※2 石綿分析用試料等については、法令に基づく要件を満たした場合には製造等が可能です。

※3 建築物から採取した分析検体を含め、廃棄物については譲渡・提供等の禁止の規定（安衛法55条）は適用されません。

※4 これら（※1～3）は、禁止の規定（安衛法55条）が適用されないだけであり、石綿則に基づくばく露防止措置などの規定は適用されます。

